

※ 資料 1

※の付いた資料は、「平成 26 年度岩内町水道ビジョン」から抜粋し加筆したもの

表 水道事業のあゆみ

S39～41	メトチ川、水無沢、円山観音の水量調査実施									
S41	全町 1,144 戸の飲料水（井戸水）の水質検査実施									
S42～43	日内川、幌内川の水質調査実施									
S43～48	小樽市水道局において幌内川の毎月連続水質試験実施									
S46	上水道計画のアンケート調査を実施する（回収率は 12.4%） ☆上水道整備賛成率：83.3%									
S47	「岩内町水道事業および簡易水道事業の設置などに関する条例」の施行									
S48	3 月 岩内町水道事業会計予算原案可決 水道事業経営認可を国から得る。（厚生省環第 299 号）									
	<table border="1"> <tr> <td>水源</td> <td>幌内川 表流水</td> </tr> <tr> <td>取水量</td> <td>11,000 m³/日</td> </tr> <tr> <td>計画給水人口</td> <td>25,000 人</td> </tr> <tr> <td>計画 1 人 1 日最大給水量</td> <td>400ℓ</td> </tr> <tr> <td>計画 1 日最大給水量</td> <td>10,000 m³</td> </tr> </table>	水源	幌内川 表流水	取水量	11,000 m ³ /日	計画給水人口	25,000 人	計画 1 人 1 日最大給水量	400ℓ	計画 1 日最大給水量
水源	幌内川 表流水									
取水量	11,000 m ³ /日									
計画給水人口	25,000 人									
計画 1 人 1 日最大給水量	400ℓ									
計画 1 日最大給水量	10,000 m ³									
	4 月 企業特別会計となる。水道創設事業を 5 ヵ年計画とし開始 10 月 上水道導水管布設工事に着手 浄水場用地 19,244 m ² 取得									
S49	3 月 「岩内町水道事業給水条例」の施行									
	同月 5 ヵ年計画で着手した水道創設事業計画を 1 ヵ年短縮し、4 ヵ年計画に決定									
	4 月 「岩内町水道事業給水条例」の設定									
	6 月 浄水場施設工事に着手（S50 に完成）									
S50	3 月 「岩内町水道事業給水条例の一部を改正する条例」により昭和 50 年 11 月 1 日から 基本料金を家庭用 10 m ³ まで 2,200 円、超過料金 1 m ³ 250 円と設定 ☆オイルショックによる物価の高騰を考慮									
	4 月 岩内町水道事業給水条例施行規定の設定について公布									
	9 月 小樽市水道局において浄水の水質検査の結果、基準に合格									
	10 月 一部地域に試験通水開始（大浜・栄・東山地区…簡易水道施設等に接続）									
	11 月 営業開始 岩内町水道事業給水装置業者の指定に関する規定の設定について公布									
S51	2 月 大浜地区で濁水発生の苦情が多く寄せられたため、排泥洗浄作業を実施 ☆簡易水道からの切り替えに伴い、水圧変化によるスケールの剥離が原因とされる									
S52	3 月 「岩内町水道事業給水条例の一部を改正する条例」原案可決により料金の引き下げ 基本料金を家庭用 10 m ³ まで 1,500 円、超過料金 1 m ³ 200 円と設定									
	同月 水道創設事業の完了									
S55	7 月 岩内町円山周辺給水施設給水施設工事着手（同年 10 月に完成）									
H4～7	岩内町水道拡張事業変更認可（円山・新港地区の給水区域拡大）									

H5	4月 「岩内町水道事業給水条例の一部を改正する条例」の原案可決により メーター使用料の改定
H9	4月 「岩内町水道事業給水条例の一部を改正する条例」の原案可決により料金の引き上げ 基本料金を家庭用10m ³ まで1,570円、超過料金1m ³ 210円と設定 加えて、メーター使用料の改定（消費税の増税・・・5%）
H10	5月 岩内町雷電簡易水道事業経営の廃止 岩内町水道拡張事業変更認可（雷電地区） 6月 雷電浄水場改修工事に着手
H11	5月 雷電地区は旧簡易水道の水道料金のため、5年間の傾斜水道料金を適用しながら現行 水道料金まで引き上げる 11月 雷電浄水場改修工事の完了
H12	7月 岩ヶ嶺通り道路改良工事に伴い、配水管（口径φ350mm）が抜け出す事故が発生し、 東山、大浜、万代、栄、高台、清住、大和、御崎、相生、宮園、野束、敷島内地区に 影響が出る。深夜3時まで作業を要した。
H14	「岩内町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の施行 アリスの里まで給水区域を拡張
H16	水道メーターの検針業務を直営から民間委託として開始
H17	1月 豪雪により沈砂池上屋が被害を受ける（10月に修繕完成）
H18	老朽化対策として、水道施設改築診断業務・水道配水管更新調査および実施設計業務 の実施 上下水道特別委員会において、水道施設改修計画を報告 概算事業費約1,000,000千円
H19	平成19年度より24年度までの6ヵ年計画で岩内町浄水場などの改修工事に着手
H21	浄水場設備改修に伴い凝集用薬品を変更する （・凝集剤：硫酸バンドからPACへ ・pH調整剤：ソーダ灰から苛性ソーダへ）
H22	平成22年度より23年度までの2ヵ年計画で、超音波流量計孔の工事に着手する 7月 29日午後5時から31日午前6時までの豪雨により、取水口閉塞で37時間全町断水（全 被害世帯6,432戸）
H23	9月 水源地保全上の観点から水源地上流の土地11筆を一括購入 10月 北海道水資源保護条例の制定がH24年4月1日施行により、岩内町においても、取 水施設上流において、いまだに一部が民地であることから、北海道において地域指 定を受ける。
H24	4月 北海道水資源保護条例の制定が4月1日より施行 10月 岩内町においても、取水施設上流において、いまだに一部民地があることから、北 海道において地域指定を受ける
H26	岩内町浄水場ポンプ室送配水設備の老朽化が著しいことから改修を実施